

鳥取県西部広域行政管理組合 公共施設等総合管理計画（案）

鳥取県西部広域行政管理組合

令和元年 8 月

（令和 6 年●月改定）

目次

第1 概論	- 1 -
(1) 計画策定の背景	- 1 -
(2) 計画策定の目的	- 1 -
(3) 計画の位置付け	- 2 -
(4) 計画の対象	- 3 -
第2 本組合が保有する公共建築物の現状	- 4 -
(1) 本組合が保有する公共建築物	- 4 -
(2) 公共建築物の築年別整備状況	- 5 -
(3) 耐震化の状況	- 6 -
第3 公共建築物の将来の見通し（令和6年度推計）	- 7 -
(1) 試算方法・前提条件	- 7 -
(2) 施設の種類の試算方法・条件	- 7 -
(3) 公共建築物更新費用及び新規整備費用の試算結果	- 9 -
第4 人口の見通し	- 10 -
(1) 総人口	- 10 -
(2) 年齢別人口	- 11 -
第5 財政の見通し	- 12 -
第6 公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等	- 13 -
(1) 課題の整理	- 13 -
(2) 基本方針	- 13 -
(3) 計画期間	- 14 -
第7 施設類型ごとの管理に関する基本方針	- 15 -
(1) 行政系施設（消防施設）	- 15 -
(2) 供給処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）	- 15 -
(3) その他施設（火葬場施設）	- 16 -
第8 計画の推進体制	- 17 -
(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等	- 17 -
(2) 情報共有	- 17 -
(3) フォローアップの方針	- 17 -
第9 個別施設計画の策定	- 17 -
(1) 個別施設計画の位置づけ	- 17 -

(2) 策定時期	- 17 -
【卷末資料】用語集（50音順）	- 18 -

第1 概論

(1) 計画策定の背景

現在、我が国においては、高度経済成長期とその後の10年間に、公共施設や上下水道、ごみ処理施設などのインフラ資産を集中的に整備したため、これらが一斉に改修、更新時期を迎えるといった大きな課題が生じています。

本組合においても、昭和50年代初期から消防庁舎等の公共建築物の整備が進められてきたところですが、限られた財源の中で、公共施設等の老朽化対策を進めることは重要な課題となっています。

この状況を鑑み、国は、平成26年4月に地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を策定するよう要請したところです。

こうした状況に適切に対処し、効率的な行政活動を推進するため、将来の人口動向、財政状況等を長期的な視点で見据えた上で、本組合を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）と連携を図りながら、公共施設等の更新、長寿命化、統廃合等の対策を一体的に実施していくことが求められています。

本組合では令和元年8月に「鳥取県西部広域行政管理組合公共施設等総合管理計画（以下、「計画」という。）」を策定し、中長期的な視点で公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を示した上で、公共施設マネジメントに取り組んできました。

今回、策定から5年が経過し、その間、個別施設計画の策定、組合施設の民間譲渡（うなばら荘、白浜浄化場）、施設の大規模改修の実施（大山消防署、米子消防署南部出張所）など組合が保有する公共施設等の状況が変化したことから、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」（令和5年10月10日付総務省通知）を踏まえ、本計画の見直しを行うこととしました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、本組合が保有する公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合を計画的に行うことにより、構成市町村の財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な管理を実現することを目的に策定するものです。

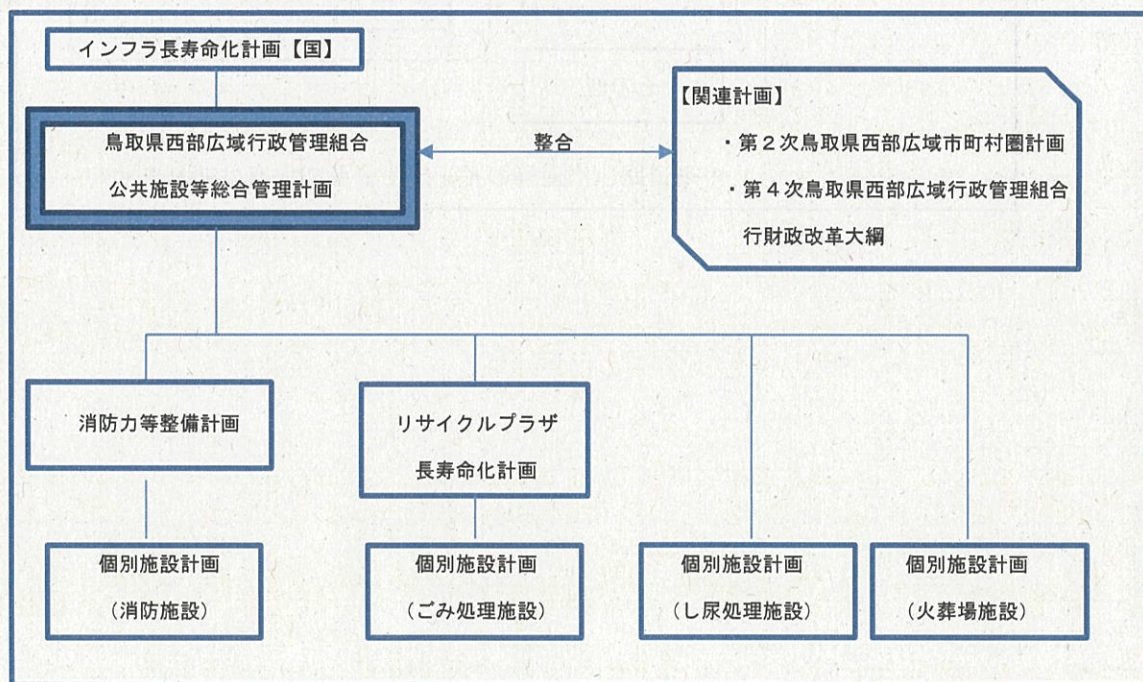
(3) 計画の位置付け

この計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び平成26年4月（令和4年4月1日改定）に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定しています。

また、本計画は、今後の本組合の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであることから、「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画」及び「第4次鳥取県西部広域行政管理組合行財政改革大綱」の関連計画と整合を図っています。

なお、本計画に基づき施設類型ごとに「個別施設計画」を令和2年度に策定しており、具体的な施設改修等の取組を推進していきます。（個別施設計画策定状況「第9 個別施設計画の策定（P.17）」）

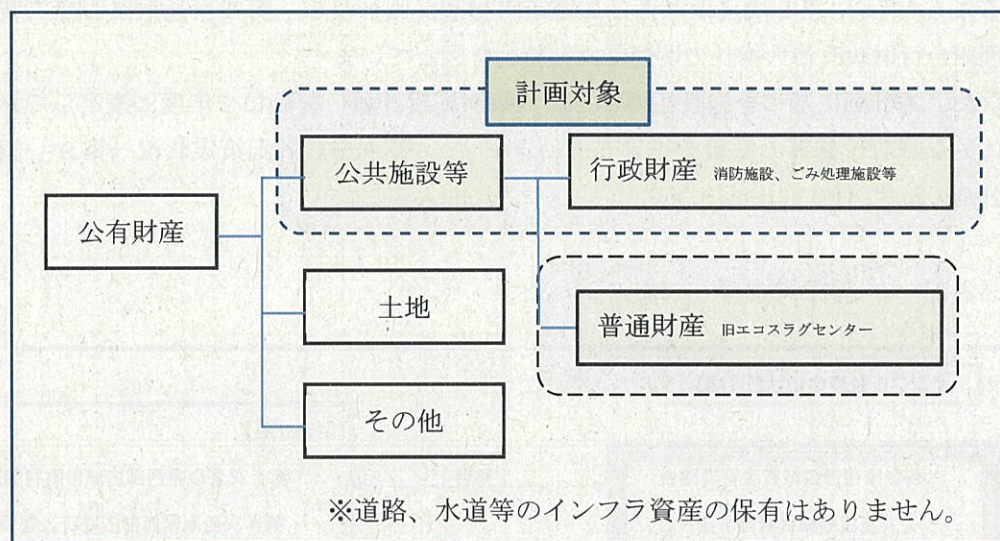
<図表1-1：計画の体系（イメージ）>



(4) 計画の対象

本計画では、組合が保有する全ての公共建築物等（行政財産及び普通財産）を対象とします。

<図表 1－2：対象施設>



第2 本組合が保有する公共建築物の現状

(1) 本組合が保有する公共建築物

令和6年3月31日現在では、本組合が保有する消防施設、ごみ処理施設等の公共建築物は、行政財産が14施設、49棟、延床面積 24,664.94 m²、普通財産が1施設、7棟、延床面積 10,234.74 m²となっています。平成30年度から令和5年度に延床面積が変更となった主な理由は、ごみ処理施設において、エコスラグセンターが行政財産から普通財産となったほか、し尿処理施設の白浜浄化場及び高齢者福祉施設のうなばら荘を民間譲渡したことによるものです。

<図表2-1：施設分類別の施設数・棟数・延床面積>

種類	施設分類	施設の種類の	平成30年度			令和5年度			増減 (m ²)
			施設 数	棟 数	延床面積 (m ²)	施設 数	棟 数	延床面積 (m ²)	
行政 財産	行政系施設	消防施設 (消防局、各消防署、 各出張所)	11	34	8,701.92	11	33	8,847.18	145.26
	供給処理施設	ごみ処理施設 (リサイクルプラザ) し尿処理施設 (米子浄化場)	4	27	27,511.86	2	13	13,822.00	△13,689.86 (エコスラグセ ンター、白浜 浄化場)
	保健・衛生施 設	高齢者福祉施設 (うなばら荘)	1	4	3,329.66	—	—	—	△3,329.66
	その他	火葬場施設 (桜の苑)	1	3	1,995.76	1	3	1,995.76	—
普通 財産	未利用施設	旧エコスラグセンター	—	—	—	1	7	10,234.74	10,234.74
計			17	68	41,539.20	15	56	34,899.68	△6,639.52

※ 古峠山無線施設、生山寮は、「消防施設」に含む。

※ 米子消防署(米子市所有)、境港消防署(境港市所有)は「消防施設」に含まない。

(2) 公共建築物の築年別整備状況

本組合が保有する公共建築物の年度別整備延床面積は、図表2-2のとおりです。

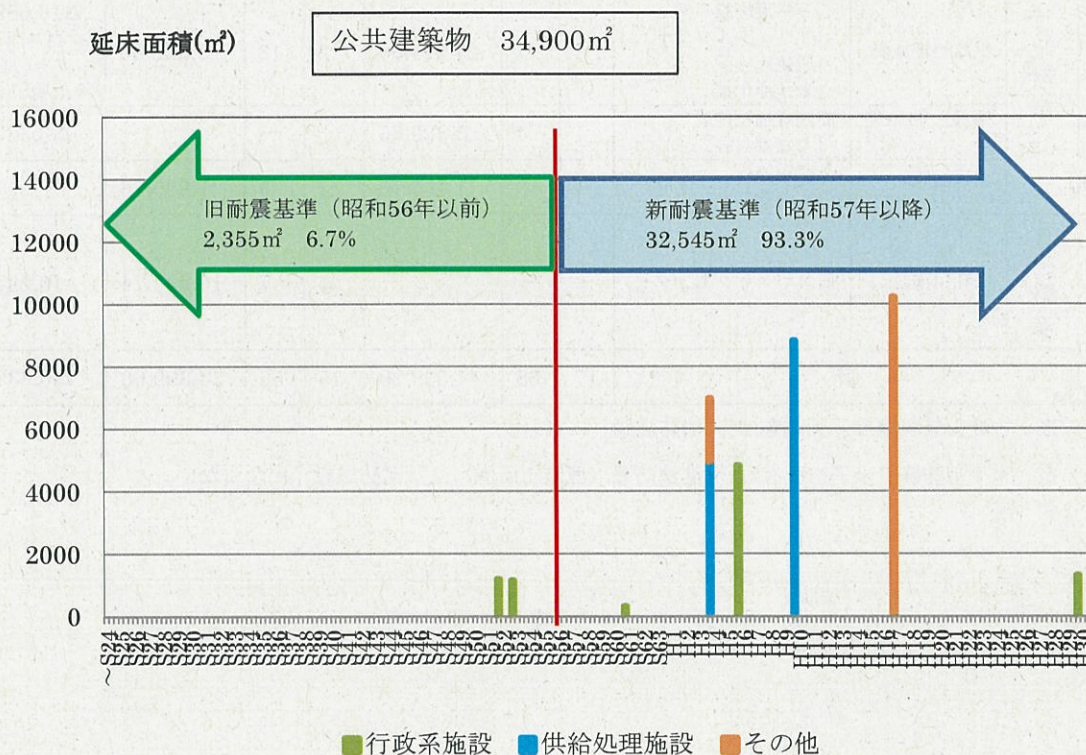
本組合の公共建築物は、昭和50年代に消防施設が建設され、延床面積の6.7%を占めています。

また、平成に入って建設した大規模施設として、平成3年の米子浄化場、桜の苑、平成5年の消防局、平成9年のリサイクルプラザ、平成16年のエコスラグセンター、平成29年の皆生出張所があり、延床面積の93.3%を占めています。

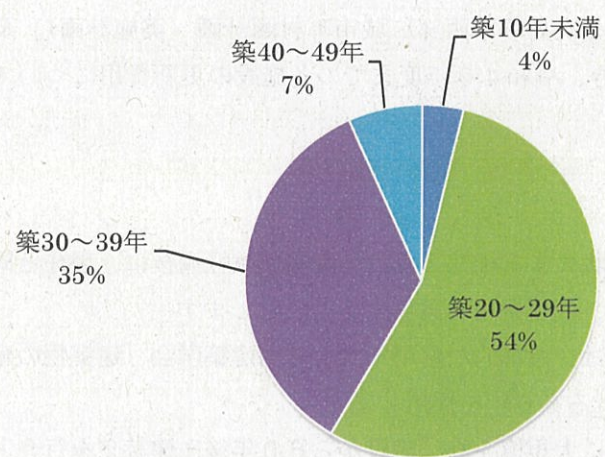
一方、築年数別の延床面積割合については、図表2-3のとおり、築20～29年の割合が最も多く、全体の54%を占めており、次いで築30～39年の割合が35%を占めています。

※ 令和5年度に大山消防署（昭和51年度築）、米子消防署南部出張所（昭和52年度築）の大規模改修を行っており、改修後の延床面積を数値に反映させています。

< 図表2-2 年度別整備延床面積 >



<図表 2 - 3 : 築年数別延床面積割合>



(3) 耐震化の状況

旧耐震基準（昭和56年以前）により建設され、耐震化が求められていた施設については、令和元年度の消防施設（生山出張所）の耐震改修工事の実施により、本組合全体の施設において完了しました。

第3 公共建築物の将来の見通し

本組合が保有する公共建築物の将来の見通し（大規模改修及び更新等に係る費用）を把握するため、令和6年2月策定の「第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）」及び同種・類似施設の整備事例等に基づき、令和40年度までの各施設の更新費用について、中長期的な試算を行いました。

（1）試算方法・前提条件

- ・ 保有している公共建築物を、現状のまま維持し続け、耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、更新費用を試算することとします。
- ・ 公共建築物の耐用年数については、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年を採用します。
- ・ 公共建築物の建設から30年後に大規模改修、建設から60年後に建替えを行うと仮定します。なお、すでに大規模改修を行っている施設については、大規模改修から30年後に建て替えを行うことと仮定します。
- ・ 試算時点（令和5年度末）で、既に建設から31年以上経過した公共建築物（消防施設8施設）については、令和11年度までに大規模改修を行うと仮定します。

（2）施設の種類の試算方法・条件

○ 消防施設（消防局・各消防署・各出張所）

個別施設計画等により、計画的に大規模修繕等を行った後、30年後に建て替えを行うこととしました。建替え費用及び解体費用については、直近で建替えを行っている江府消防署の経費を参考とし、大規模改修の費用はその約6割として試算しました。消防施設における建替え、解体及び大規模改修に係る単価は下記のとおり。

建替え	541,000 円／m ²
大規模改修	325,000 円／m ²
解体	56,000 円／m ²

○ 火葬場施設（桜の苑）

令和2年度に大規模改修を行っており、その30年後に建替えるものとして類似施設の建設費を参考に建設費を試算しました。

火葬場施設における建替え及び解体に係る経費は下記のとおり。

建替え	2,404,000 千円
解体	145,000 千円

○ ごみ処理施設（リサイクルプラザ・最終処分場）

令和３年８月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」により、令和１４年度の稼働を目標とした次期処理施設の整備を進めることとしたことから、その構想に則り、不燃ごみ処理施設、可燃ごみ処理施設及び最終処分場の建設費用について試算することとし、建設費は「施設整備概要」（令和５年策定）で示された額を用いることとします。

- ・不燃ごみ処理施設及び可燃ごみ処理施設の大規模改修については、可燃ごみ処理施設は建設から１５年後、不燃ごみ処理施設は２０年後に実施するものとし、類似施設の建設費に対する基幹改良費の割合を用いて算出することとします。
- ・最終処分場については、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」に基づき、１５年間の埋立容量を処理するものとし、１５年後に同等の施設を新設することと仮定します。

各施設の建設、大規模改修に係る経費は下記のとおり。

不燃ごみ処理施設	建設	5,236,000 千円
	大規模改修	1,060,000 千円
可燃ごみ処理施設	建設	30,892,400 千円
	大規模改修	8,239,000 千円
最終処分場	建設	6,030,000 千円
	新設（１５年後）	6,030,000 千円

○ し尿処理施設（米子浄化場）

米子浄化場については、令和１４年度を目途に米子市下水道施設と連携する計画となっていることから、大規模改修は行わないものとします。

また、施設廃止後の活用策が定まっていないため、解体費用の試算は行わないものとします。

○ 未利用施設（旧エコスラグセンター）

- ・旧エコスラグセンターの解体費用は令和７年度、８年度に計上します。

エコスラグセンターの解体に係る経費は下記のとおり。

解体	令和７年度	421,000 千円
	令和８年度	421,000 千円

(3) 公共建築物更新費用及び新規整備費用の試算結果

前述の試算方法・前提条件に基づき試算した結果、図表3-2のとおり、令和6年度から令和40年度までの35年間で必要となる公共建築物の更新費用及び新規整備費用の総額は、約731.2億円（平均年額約20.8億円）となる見込みです。また、令和元年から令和5年度の実績を加えた40年間で約741.9億円（平均年額18.5億円）、見直し前の本計画と比較して、約187.4億円増額となっています。

試算額のなかでは、ごみ処理施設の費用が突出しており、令和10年度から完成予定年度である令和13年度までに必要となる新規整備費用の総額は、約435.6億円となる見込みであり、今後、令和40年度までに必要となる更新費用及び新規整備費用の総額の59.6%に当たります。

このように、今後必要とされる更新費用及び新規整備費用は、非常に多額となることが予測されるため、公共建築物の更新・維持管理等に係る財政負担の軽減及び平準化が大きな課題となります。

<図表3-2：公共建築物に係る将来更新費用試算>

